

第2章 対象事業の目的及び内容

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の種類及び名称

事業の種類：廃棄物処理施設の設置(ごみ処理施設の設置)
(山梨県環境影響評価条例第二条 別表第六号)
事業の名称：(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業

2.2 対象事業の目的及び内容

2.2.1 対象事業の背景と目的

(1) 対象事業の背景

現在、甲府・笛吹・山梨・甲州の4市には、4つの焼却施設¹(うち1施設は、休止中)、2つのリサイクル施設があり、民間処理施設も活用しながら、ごみの適正処理を行っている。

しかし、各市が現有する施設は、稼働後、約10～20年経っており、老朽化が始まっている上、それぞれの地元との協定による使用期限も迫っていることから、焼却処理のみならず、破碎・選別処理といったごみの中間処理全体に対し「新ごみ処理施設」の整備が必要になっている。

一方、各自治体が行うこれからのごみ処理事業では、循環型社会に対応したものであると同時に、広域化処理することが求められている。山梨県では、甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市の4市による共同処理を「山梨県ごみ処理広域化計画」(山梨県,平成11年3月)で位置づけている。

(2) 対象事業の目的

本事業は4市が共同で利用し、かつ循環型社会形成を推進することを目的として、焼却溶融施設、リサイクル施設の整備を行うものである。

本事業の実施に当たっては、大気汚染物質の発生抑制などの対策、リサイクルの推進によるごみの減容化、資源化を図るとともに、焼却等によって得られる熱エネルギーの有効利用を行うことにより、循環型社会の形成、周辺環境及び地球環境の保全に配慮した施設として整備を進めていくものである。

また、対象事業実施区域では、ごみ処理施設(焼却溶融施設、リサイクル施設)の他、その他事業として県の公共関与による廃棄物最終処分場を想定している。最終処分場事業の背景と目的は、後述の「(4) その他の事業(最終処分場)の施設計画」に示すとおりである。

2.2.2 対象事業の内容

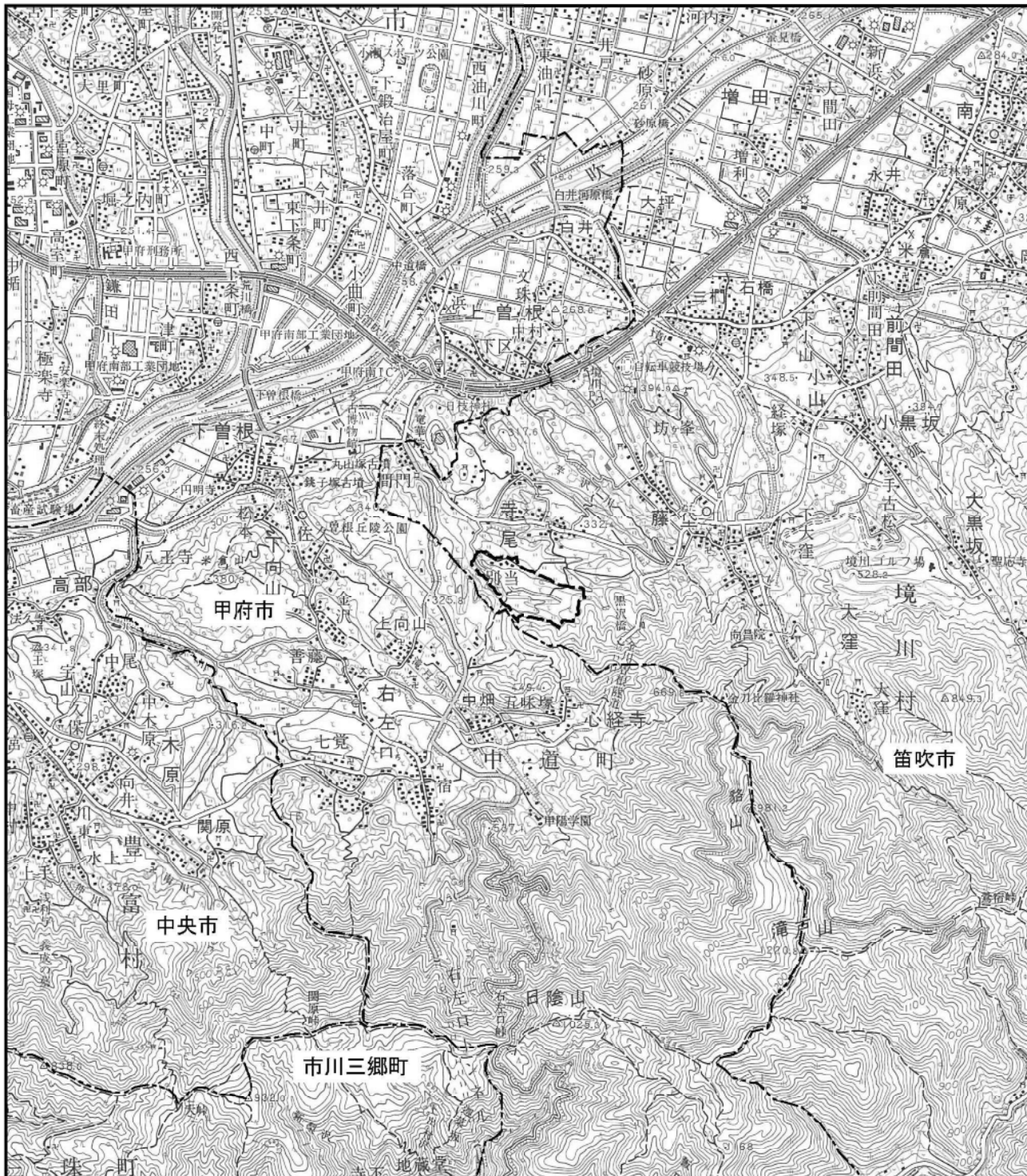
(1) 対象事業実施区域

本事業の実施予定区域(以下、「対象事業実施区域」と称す。)は、笛吹市境川町寺尾地内である。

本事業の事業実施区域は、図2-2-1に示すとおり、笛吹市西部に位置し、甲府市との境界に近い位置にある。対象となる4市の中心からはやや南西に位置している。

なお、対象事業実施区域周辺の地形断面の状況を資料編(1)に示す。

¹ 4つの焼却施設：焼却施設の概要は、「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」の表3-2-62に示す。



- 注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
- 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
- 注3) 平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。
- 注4) 平成17年10月1日に旧三珠町、旧市川大門町、旧六郷町が合併し市川三郷町となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界



S=1:50000

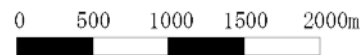
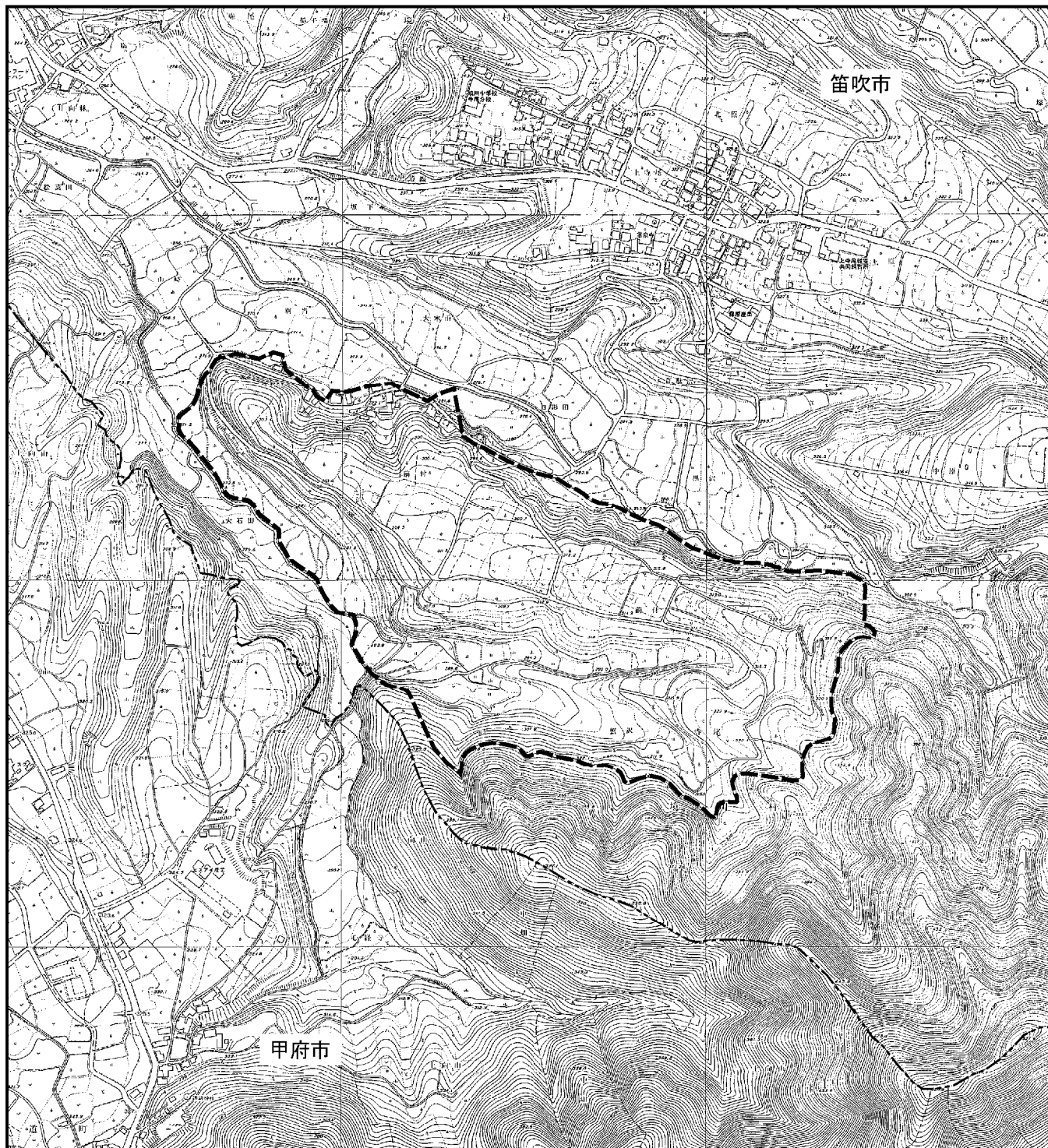

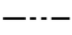
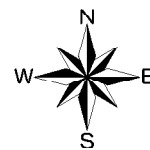


図2-2-1(1) 対象事業実施位置図



- 注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町,旧御坂町,旧一宮町,旧八代町,旧境川村,旧春日居町,旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市,旧中道町,旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
 注3) 図中に記載の対象事業実施区域は方法書段階の想定範囲であり,今後若干変更される可能性がある。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界



S=1:8,000
 0 50 100 150 200m

図2-2-1(2) 対象事業実施位置詳細図

(2) 事業概要(その他の施設含む)

1) 施設の規模等

本事業では、廃棄物のごみ処理施設（焼却溶融施設、リサイクル施設）と余熱利用施設等の整備を行う。本事業に係る面積及び施設の規模を表 2-2-1 に示す。

余熱利用施設は、焼却溶融施設で発生する熱エネルギーを利用する施設であり、ごみ処理施設と一体的に整備するものであるが、施設の内容については現段階で未確定であり、環境影響評価準備書の作成段階において複数案の比較検討を行う中で具体化していく考えである。

また、対象事業実施区域では、ごみ処理施設の他、県の公共関与による最終処分場が建設されることを想定している。公共関与による最終処分場については、県が候補地の公募（資料編(2)に公募内容を示す。）を行った結果、平成 19 年 3 月 27 日付けで当該地域の自治区が、笛吹市を經由して県へ応募している状況である。

なお、施設規模の設定に関する資料を資料編(3)に、4市における現状のごみ処理システムに関する資料を資料編(4)に、平成 17 年度までのごみ排出量の推移に関する資料を資料編(5)に、ごみ排出量の将来推計に関する資料を資料編(6)に示す。

表 2-2-1 主要施設の規模

項 目		規 模
面 積（公共関与による最終処分場を含む）		約 30ha
施 設	ごみ処理施設	焼却溶融施設 焼却 約 420 t / 日 煙突高さ 地上59m以上
		リサイクル施設 処理 約 140 t / 日 (5h) 保管のみ 約 80 t / 日
	関連施設	余熱利用施設、防災調整池等 —————
その他の施設	公共関与による一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場(管理型最終処分場)	埋立容量 約800,000m ³ 埋立面積 約5ha

2) 施設配置計画

対象事業実施区域における施設配置想定図を図 2-2-2(1)に、また平成 19 年 7 月時点における概略造成計画平面図の 1 案を図 2-2-2(2)に、対象事業実施区域の状況写真を図 2-2-2(3)に示す。

本事業では、焼却溶融施設、リサイクル施設、余熱利用施設等を一体的に整備するとともに、県の公共関与による最終処分場が建設される予定である。

なお、施設配置については、今後の施設計画の中で、複数案の比較検討(特に焼却溶融施設の位置)を行い、その結果を参考としながら、施設配置を決定する。

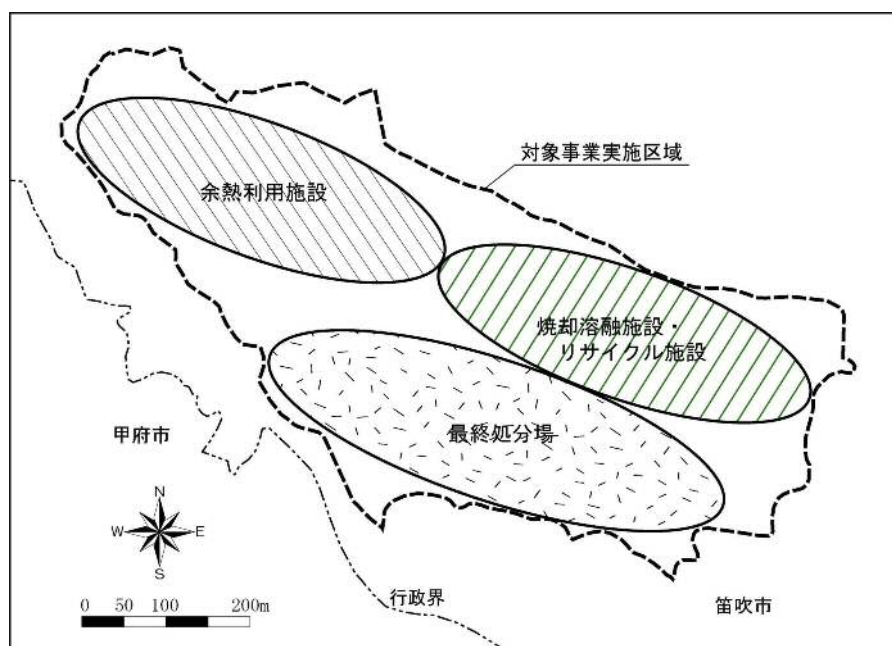
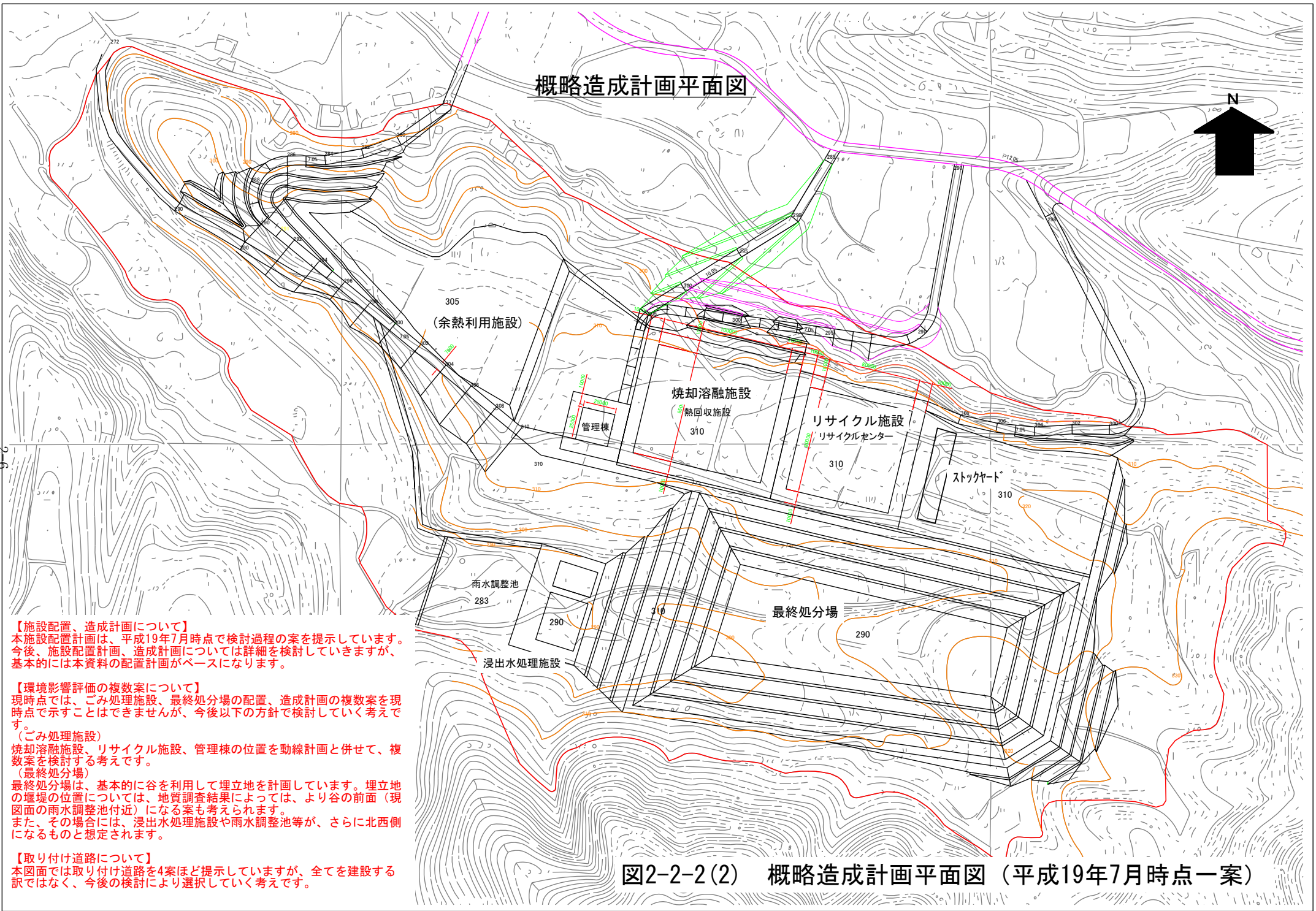
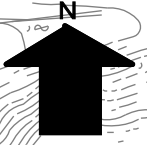


図 2-2-2(1) 施設配置想定図

概略造成計画平面図



【施設配置、造成計画について】
本施設配置計画は、平成19年7月時点で検討過程の案を提示しています。
今後、施設配置計画、造成計画については詳細を検討していきますが、
基本的には本資料の配置計画がベースになります。

【環境影響評価の複数案について】
現時点では、ごみ処理施設、最終処分場の配置、造成計画の複数案を現時点で示すことはできませんが、今後以下の方針で検討していく考えです。
（ごみ処理施設）
焼却溶融施設、リサイクル施設、管理棟の位置を動線計画と併せて、複数案を検討する考えです。
（最終処分場）
最終処分場は、基本的に谷を利用して埋立地を計画しています。埋立地の堰堤の位置については、地質調査結果によっては、より谷の前面（現図面の雨水調整池付近）になる案も考えられます。
また、その場合には、浸出水処理施設や雨水調整池等が、さらに北西側になるものと想定されます。

【取り付け道路について】
本図面では取り付け道路を4案ほど提示していますが、全てを建設する訳ではなく、今後の検討により選択していく考えです。

図2-2-2(2) 概略造成計画平面図（平成19年7月時点一案）



図2-2-2(3) 対象事業実施区域及びその周辺の状況写真

(3) ごみ処理施設の施設計画

1) 処理方式

焼却溶融施設の処理方式は、「焼却+灰溶融」または「ガス化溶融」方式の中から選定する。なお、処理方式の選定にあたっては、今後の施設計画の中で、複数案の比較検討(煙突排ガスによる大気質への影響など)を行い、その結果を参考としながら処理方式を決定する。

また、参考までに各処理方式の概要、類似施設(他事例)の施設概要を資料編(7)に示す。

2) 事業予定

本事業は、平成 22 年度(2010 年度)に工事を開始し、平成 27 年度(2015 年度)に供用開始の予定である。

3) 排出諸元等

焼却溶融施設からの煙突排ガス等の排出諸元については、関係法令により定められた規制値並びに基準値を遵守する(表 2-2-2 参照)。また、煙源(煙突)高さは、大気拡散による効果と航空法上の制限の両方を考慮し、現時点では地上 59m 以上とする。

なお、煙突排ガスの排出濃度及び煙突高さについては、今後の施設計画の中で、複数案の比較検討(煙突排ガスによる大気質への影響など)を行い、その結果を参考としながら決定する。

表 2-2-2 排出源の諸元

項 目		排出源諸元
汚 染 物 質	硫黄酸化物	K 値=17.5 以下
	窒素酸化物 (ppm)	250 以下
	ばいじん (g/Nm ³)	0.04 以下
	塩化水素 (ppm)	430 以下
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)	0.1 以下

注) 塩化水素 430ppm=700mg/Nm³である。

4) 処理対象廃棄物

本事業において処理する廃棄物(案)を表 2-2-3 に示す。

表 2-2-3 処理対象廃棄物(案)

処 理 施 設	処 理 対 象 廃 棄 物
焼却溶融施設	可燃ごみ、残さ、し尿汚泥、最終処分場汚泥
リサイクル施設	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ

5) 処理フロー

本施設に搬入される廃棄物の処理フロー（案）を図 2-2-3 に示す。

また、焼却溶融施設の処理フローを図 2-2-4(1)～(2)に、リサイクル施設の処理フローを図 2-2-5 に示す。

焼却溶融施設において、処理方式を「①焼却+灰溶融」とした場合は、焼却後の残さを灰溶融炉においてスラグ化する。また、「②ガス化溶融」の場合は、搬入廃棄物をガス化し、溶融炉においてスラグ化する。得られたスラグは、路盤材、アスファルト合材、コンクリート骨材等に利用可能であり、売却を行う予定である。今後は、関係四市(甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市)及び山梨県の協力を得る中で、スラグを利用した材料及び製品を公共事業で使用することを義務づけるなど、販路確保に必要な具体的方策を検討していく考えである。

なお、県内では富士吉田市が設置主体の「環境美化センター」、大月都留広域事務組合が設置主体の「まるたの森クリーンセンター」、峡北広域行政事務組合が設置主体の「エコパークたつおか」でスラグによる資源化を実施中である。

焼却炉、溶融炉における廃熱は、発電や温水供給等に利用する。排ガスは、バグフィルタ²等により汚染物質の削減を図り、大気へ放出する。プラント排水(ごみ処理施設及びリサイクル施設からの排水)は、できるだけ場内利用を行うが、余剰分については、除外設備(排水処理設備)で水処理した後、下水道に放流する。生活排水は、下水道に放流する。

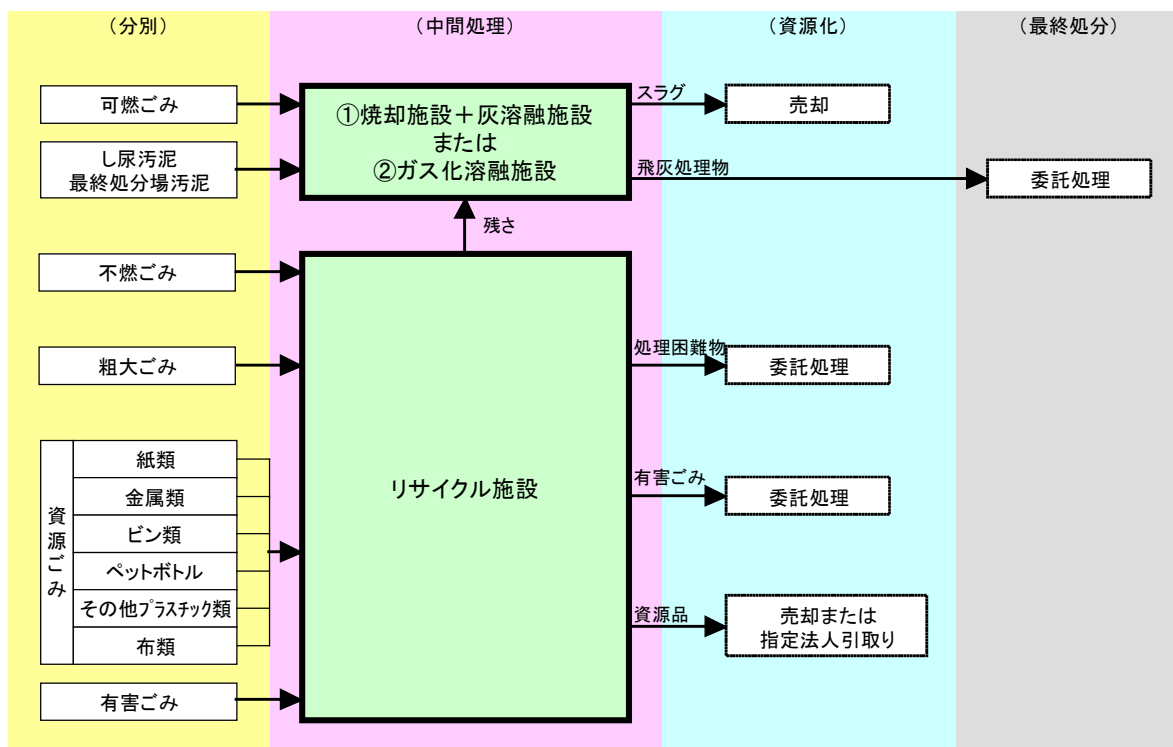


図 2-2-3 処理対象物の種類と処理フロー（案）

²バグフィルタ：排出ガスの処理装置の1つ。代表的なる過集じん装置で、ろ材として織布または不織布を用い、これを円筒状にして工業用集じんに活用されるものをバグフィルタと称する。

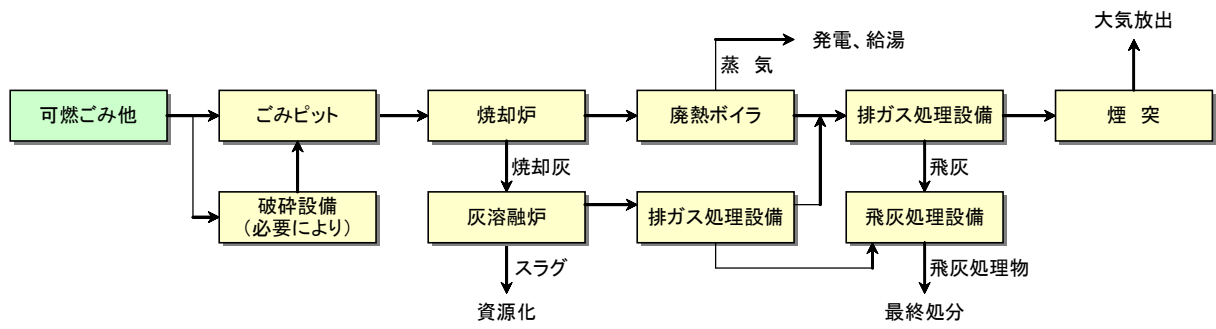


図 2-2-4 (1) 焼却溶融施設の処理フロー (焼却+灰溶融)

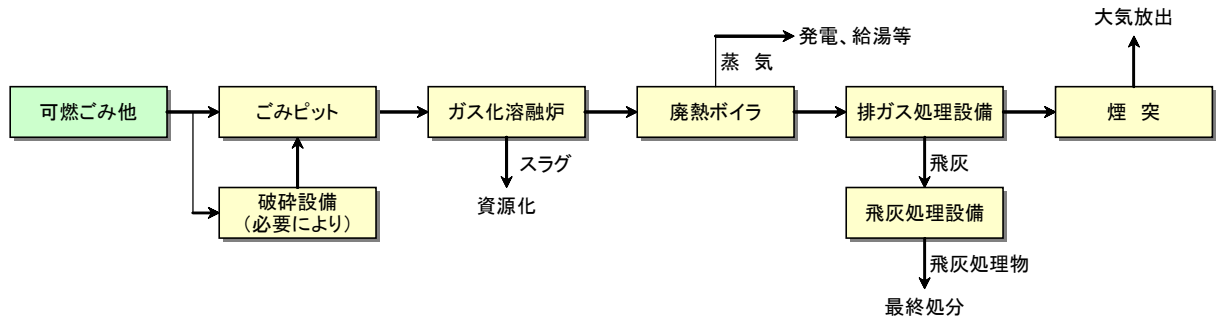


図 2-2-4 (2) 焼却溶融施設の処理フロー (ガス化溶融)

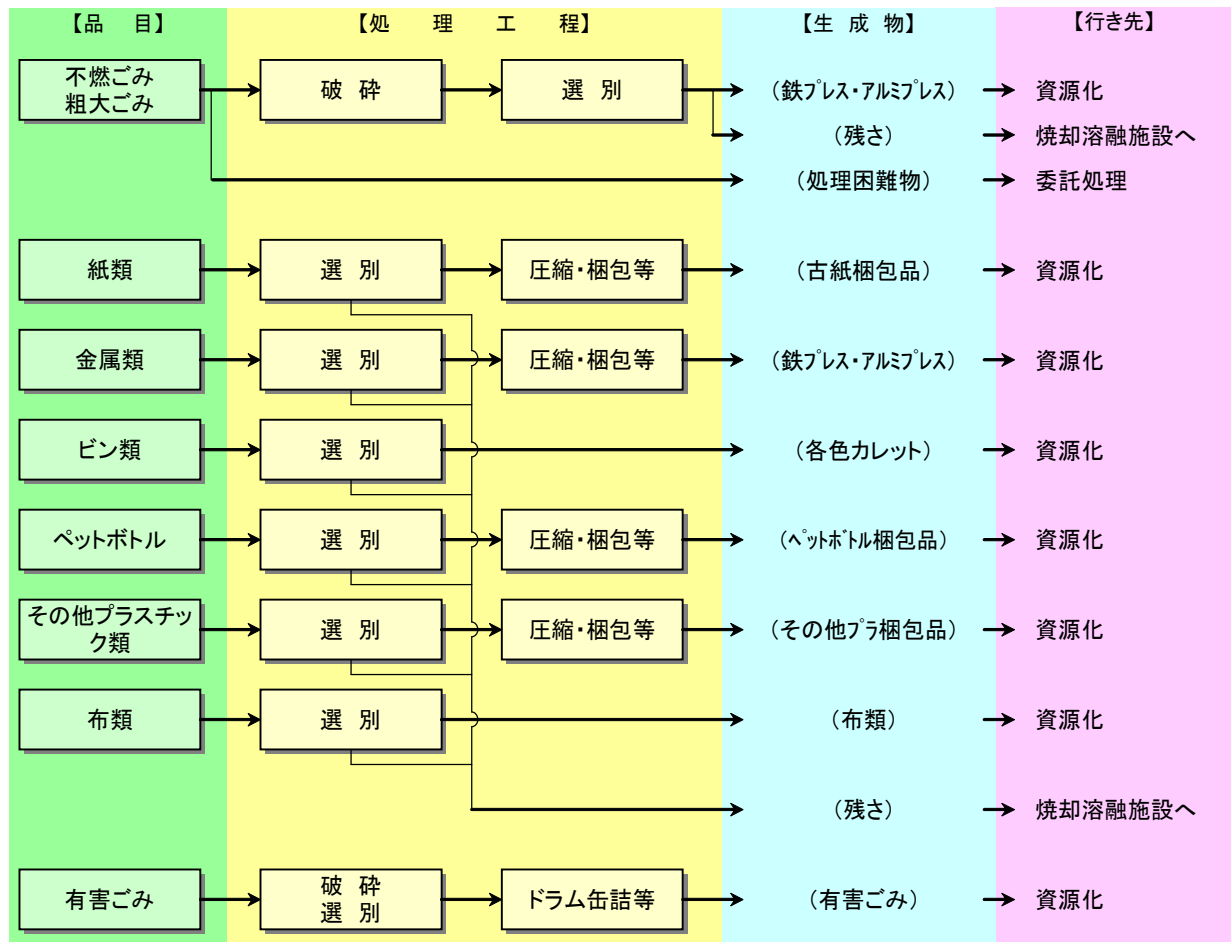


図 2-2-5 リサイクル施設の処理フロー

6) 主要設備

焼却溶融施設及びリサイクル施設の主要設備を表 2-2-4 に示す。

なお、余熱利用施設については、現段階で内容が未確定であり、環境影響評価準備書の作成段階において具体化していく考えである。

また、建物・工作物といった人工物が出現するが、焼却溶融施設で発生する熱エネルギーを利用する施設であり、別途熱源となる設備は導入しない予定である。

表 2-2-4 主要設備

施 設	設 備
焼却溶融施設	(1) 受入供給設備 (2) 燃焼設備 (3) 燃焼ガス冷却設備 (4) 排ガス処理設備 (5) 給水設備 (6) 排水処理設備 (7) 余熱利用設備 (8) 通風設備 (9) 灰出し設備
リサイクル施設	(1) 受入供給設備 (2) 破碎設備 (3) 選別設備 (4) 集じん設備

7) 受入計画

① 受入範囲

対象市町村：甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市

② 廃棄物搬入期間

原則として、月曜日～土曜日（国民の祝日を含む）とし、今後日曜日を含めるか対象 4 市で調整環境影響評価準備書までに検討する。

なお、ごみ処理施設への廃棄物運搬車両台数は、現在検討中であるが、関係 4 市の現状を集計すると、概ね平均 500 台/日（最大 700 台/日）程度の他、持込ごみとして 120 台/日程度となっている（資料編(8)参照）。

③ 稼働日数及び施設運転時間

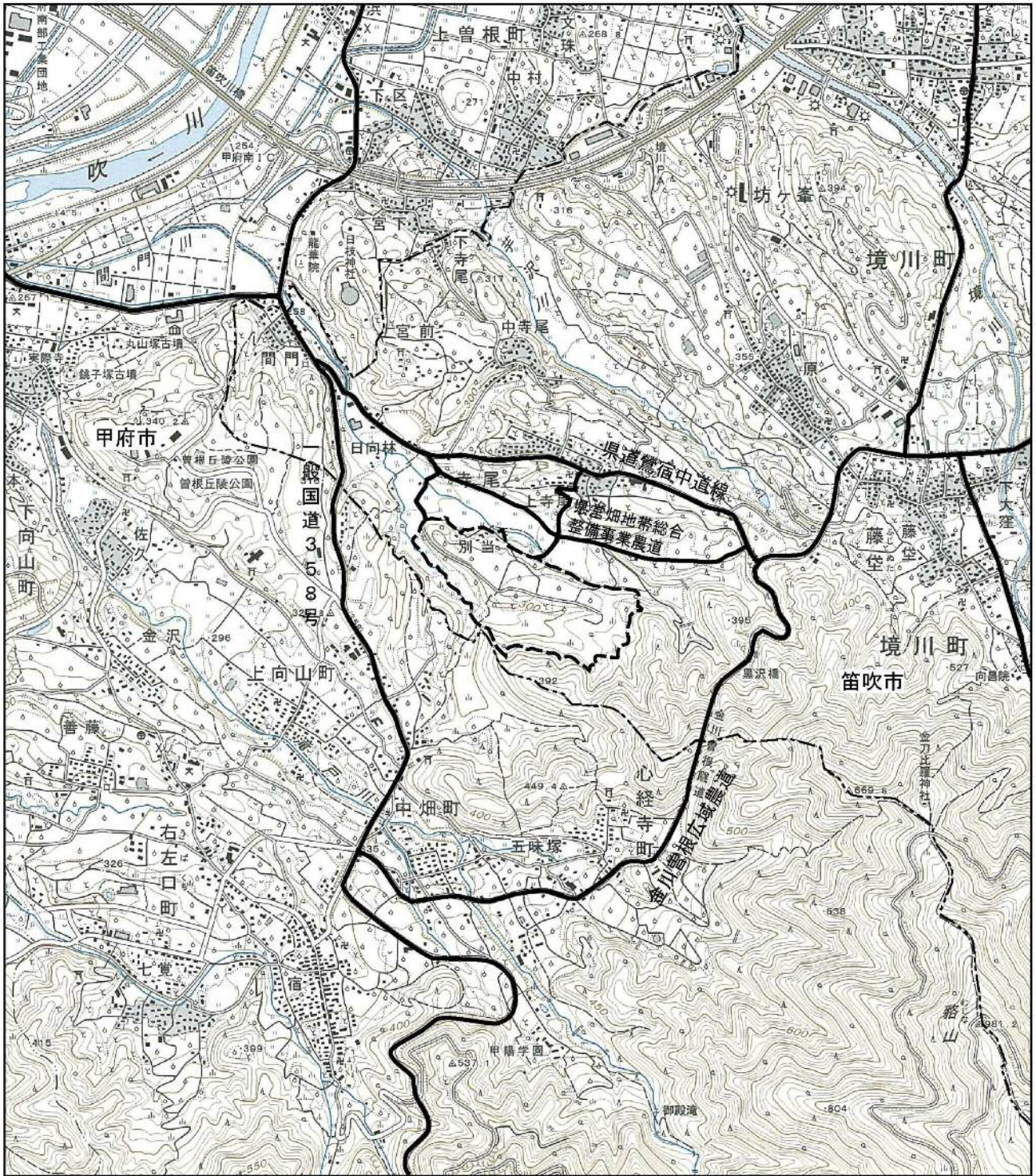
焼却溶融施設：約 280 日/年（一炉当たり）、24 時間運転

リサイクル施設：約 240 日/年（夜間(22 時～6 時)は稼働しない)




8) 車両運行計画

工事中の資機材運搬車両と、施設稼働時に本施設に搬入される廃棄物運搬車両の通行経路は、図 2-2-6 に示す一般国道 358 号、県道鶯宿中道線、その他として金川曾根広域農道、県営畑地帯総合整備事業で整備される幹線農道・支線農道である。また、その他整備される可能性のある道路を使用することも想定している。

なお、運行経路の選定については、今後の施設計画の中で、複数案の比較検討(車両の走行による騒音の影響など)を行い、その結果を参考としながら、施設計画の立案と併せて、運行経路を環境影響評価準備書までに決定する。



- 注1) 平成16年10月12日、平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
- 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
- 注3) 通行経路の選定については、今後の施設計画の中で複数案の比較検討（車両の走行による騒音の影響など）を行い、その結果を参考としながら、施設計画の立案と併せて、運行経路を環境影響評価準備書までに決定する。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	想定される主な車両通行経路



S=1:25000



図2-2-6 車両通行経路

9) 給・排水計画

① 給水計画

施設稼働時の用水は、上水及び地下水を用いる計画である。なお、地下水の状況(事業としての必要量の確保)により、その他の水(河川水)を利用する可能性もあるが、環境影響評価準備書までに給水源を決定する。

② 排水計画

施設稼働時のプラント排水はできるだけ場内利用を行うが、余剰分については、除外設備(必要な排水処理設備)で水処理した後、下水道に放流する。また、生活排水は下水道に、雨水排水は河川に放流する。

なお、下水道の放流にあたっては、事前に峡東流域下水道計画と調整(放流水質や接続方法など)を図る。

10) 造成計画

造成工事においては、土地の改変をできる限り小さくし、工事により発生する土砂を盛土等に利用することにより極力土砂の場外搬出を行わず、また場外からの搬入も極力少なくするよう計画する。

また、工事中の降雨時における濁水の公共用水域への流出を抑制するため仮設沈砂池、防災調整池を設け、これら仮設沈砂池、防災調整池に貯留した後、河川に放流する。

なお、具体的な造成計画の内容については、今後の施設計画の中で検討する。

11) 工事計画

本事業における工事工程(案)は表 2-2-5 に示すとおりである。

表 2-2-5 工事工程(案)

内 容	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目
土木・建設工事						
プラント工事						
試運転						
供用開始						

12) 環境保全計画

① 環境配慮事項

工事の実施時及び施設の存在・供用時における環境配慮事項を表 2-2-6(1)～(2)に示す。

表 2-2-6(1) 工事時の環境配慮事項

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
大気汚染	造成等の施工	建設機械の稼働集中の回避	造成工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって粉じんの発生を抑制する。
		造成法面の緑化	切土、盛土の法面整地後は、植生適正時期を勘案の上、できる限り早期に法面緑化を行い、粉じんの発生を抑制する。
	建設機械の稼働	建設機械の稼働集中の回避	造成工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって建設機械の排ガス量低減する。
	資機材運搬車両の走行	資機材運搬車両の集中の回避	資機材運搬車両の運行台数・時間、運行ルート集中を回避することによって車両排ガスの発生を抑制する。
騒音	建設機械の稼働	建設機械の稼働集中の回避	造成工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって建設機械騒音の発生を抑制する。
		機械の選定	低騒音型建設機械の使用による機械の選定を行い、騒音の発生を抑制する。
	資機材運搬車両の走行	資機材運搬車両の集中の回避	資機材運搬車両の運行台数・時間、運行ルート集中を回避することによって車両騒音の発生を抑制する。
振動	建設機械の稼働	建設機械の稼働集中の回避	造成工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって建設機械振動の発生を抑制する。
		機械の選定	低振動型建設機械の使用による機械の選定を行い、振動の発生を抑制する。
	資機材運搬車両の走行	資機材運搬車両の集中の回避	資機材運搬車両の運行台数・時間、運行ルート集中を回避することによって車両振動の発生を抑制する。
水質汚濁	造成による土砂流出	沈砂池等の設置	仮設沈砂池、防災調整池を設置し、工事中に発生する濁水の流出を抑制する。
陸上植物、陸上動物、水生生物、生態系	造成等の施工	保全すべき動植物種の移殖・移植措置	保全すべき動植物種が確認され、工事の実施により個体の保全の必要があり、移殖・移植措置が技術的に実施可能な場合には、代償措置(移植・移殖)を行う。
廃棄物・発生土	造成等による土砂の発生	発生土の再利用	工事により発生する土砂を盛土等に利用することにより極力場外発生土を少なくする。また、場外からの搬入も極力少なくするよう計画する。

表 2-2-6(2) 存在・供用時の環境配慮事項

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
大気汚染	ごみ処理施設の稼働	煙突排ガス濃度の低減	燃焼制御及び排ガス処理設備の設置など実行可能なより良い技術を導入する。
		排出源高さの設定	煙突高さは地上 59m 以上とする。
		環境監視の実施	燃焼状況、煙突排出ガス濃度などの環境モニタリングを実施する。
	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の集中の回避	廃棄物運搬車両の運行台数・時間、運行ルート の集中を回避することによって車両排ガスの発生を抑制する。
悪臭	ごみ処理施設の稼働	悪臭防止対策の実施	ごみピット内の負圧化による外部漏洩防止と燃焼用空気として使用する。
騒音	ごみ処理施設の稼働	防音対策の実施	主要な騒音発生機器は屋内へ設置する。
	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の集中の回避	廃棄物運搬車両の運行台数・時間、運行ルート の集中を回避することによって車両騒音の発生を抑制する。
振動	ごみ処理施設の稼働	防振対策の実施	主要な振動発生機器は基礎への固定、防振ばねの使用などを実施する。
	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の集中の回避	廃棄物運搬車両の運行台数・時間、運行ルート の集中を回避することによって車両振動の発生を抑制する。
水質汚濁	ごみ処理施設の稼働	プラント排水の公共用水域への無放流	プラント排水は、できる限り場内で再利用を行うが、余剰分については除外設備で処理した後、下水道に放流し、公共用水域へは放流しない。
水象	ごみ処理施設の存在	造成法面の緑化による表面流出量の抑制	切土、盛土の法面整地後は、植生適正時期を勘案の上、できる限り早期に法面緑化を行い、雨水の表面流出量を抑制する。
		地下水取水量の制限	施設用水は、上水及び地下水を用いる計画であるが、必要に応じて地下水取水量の制限や用水の転換を図る。
土壌汚染	ごみ処理施設の稼働	煙突排ガス濃度の低減	燃焼制御及び集じん装置、排ガス処理設備の設置など実行可能なより良い技術を導入する。
陸上植物、陸上動物、水生生物、生態系	ごみ処理施設の存在	保全すべき動植物種の移殖・移植措置	保全すべき動植物種が確認され、施設の稼働により個体の保全の必要があり、移植・移殖措置が技術的に実施可能な場合には、代償措置(移植・移殖)を行う。
日照障害	ごみ処理施設の存在	施設配置の検討	焼却溶融施設などの建物は、できる限り日照障害の影響を避ける配置計画とする。
景観・風景	ごみ処理施設の存在	建物色調への配慮	煙突、建物は周辺との農村景観との調和に配慮した色調とする。
		植栽の実施	植栽の実施により、景観・風景の変化を抑制し、対象事業実施区域周辺における景観・風景との調和を図る。
廃棄物・発生土	ごみ処理施設の稼働	スラッグの再利用	溶融スラッグは、路盤材やコンクリート骨材等に再利用する。
	ごみ処理施設の稼働	飛灰固化物の適正処分	飛灰固化物、残さは、最終処分場への埋立処分を行い、廃棄物の適正処分を図る。
温室効果ガス等	ごみ処理施設の稼働	熱回収による余熱利用	焼却炉、溶融炉における廃熱は、温水供給等に再利用を行う。

② 環境監視計画

施設の供用以降は、施設運営が適正に行われているかどうかを監視するため、表 2-2-7 に示す環境監視を実施する。なお、植物・動物等に係る環境監視については、環境影響評価の結果を踏まえて、検討追加するものとする。

表 2-2-7 環境監視計画

区分	調査箇所	調査頻度	調査事項
ごみ質	ごみピット	4 回/年	ごみ組成 ³ 、低位発熱量 ⁴
燃焼状況	燃焼室出口	常時	温度
	煙突	常時	一酸化炭素
ばい煙	煙突	常時	硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物
ダイオキシン類	煙突	1 回/年	ダイオキシン類

³ ごみ組成：ごみの種類組成(紙・布類、ビニール・合成樹脂ゴム・皮革類、木・竹、わら類、不燃物類、その他)やごみの3成分(水分、灰分、可燃分)といったごみ質を示す指標。

⁴ 低位発熱量：ごみを焼却した時に発生する熱量で、水蒸気の凝縮熱を差し引いたものを低位発熱量という。真発熱量ともいう。

(4) その他の施設(最終処分場)の施設計画

1) はじめに

① 事業の背景と目的

山梨県内から排出される産業廃棄物の量は、平成 15 年度現在で 171.3 万トン/年であり、これら産業廃棄物は、極力資源として再利用し、また再利用できないものは、破碎、圧縮、焼却などの中間処理を行って減量化しているものの、約 22.4 万トン/年の廃棄物が最終的に埋立処分されている。山梨県では、増加する廃棄物に対し排出抑制、減量化を行うため、県民、事業者、行政が一体となって循環型社会への取り組みを進めているが、資源として再利用できないものは、適正に最終処分する必要がある。

しかしながら、県内の産業廃棄物の最終処分場は、現在、稼働中の安定型の処分場が 1ヶ所(北杜市内)あるだけで、ほとんどは県外で最終処分されている。また、各都道府県では条例や要綱により他県からの廃棄物の搬入を規制する動きがあり、近い将来他県での廃棄物の受入が拒否される可能性もあり、山梨県内で質の高い最終処分場を整備する必要がある。

さらに、最終処分場の建設には、防災対策や環境対策のために巨額な投資が必要であり、民間事業者にとっては、資金調達や技術能力の面から見ても、それと健全な事業経営を両立させることが、極めて難しい状況にあり、公共が関与した最終処分場の整備が求められている。

以上のような背景から、「山梨県廃棄物総合計画」(平成 18 年 2 月、山梨県)では、公共関与による最終処分場の整備を推進する施策を掲げている。

対象事業実施区域では、その他の事業として、上記の公共関与による廃棄物最終処分場を想定している。なお、公共関与による最終処分場については、県が候補地の公募を行った結果、平成 19 年 3 月 27 日付けで当該地域の自治区が、笛吹市を經由して県へ応募している状況である。

② ごみ処理施設との関連性

対象事業(ごみ処理施設)と公共関与型最終処分場とは、できる限り共有可能な施設整備として、今後検討し、基本的にはごみ処理施設から発生する残さ(焼却溶融残さなど)は、公共関与型最終処分場へ埋立処分する考えである。

2) 処分方式

現在、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合で想定している最終処分場の処分方式は、管理型（オープン型）最終処分場である。

管理型（オープン型）最終処分場のイメージ図を図 2-2-7 に示す。

一般的に管理型最終処分場は、液状のものを除いた産業廃棄物や焼却残さ等の一般廃棄物の埋立処分を行う施設であり、遮水工や浸出水処理施設を備え、埋立地からの汚水（浸出水⁵）による河川や地下水の汚染を防止するように造られる。

また、埋立構造は、準好気性埋立⁶（自然通風により集水管に空気を流通し、埋立物の早期安定化を図る構造）とする。

準好気性埋立構造のイメージ図を図 2-2-8 に示す。

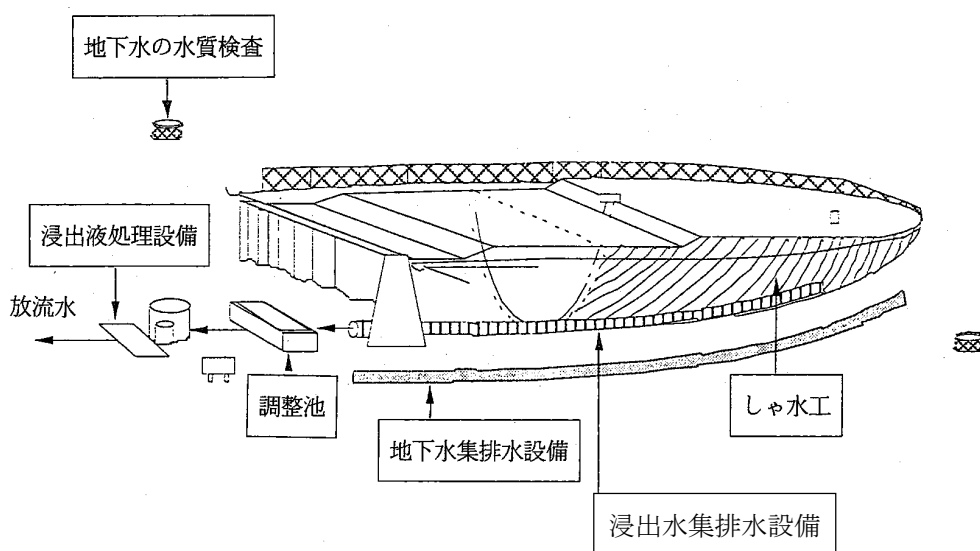


図 2-2-7 管理型最終処分場のイメージ図

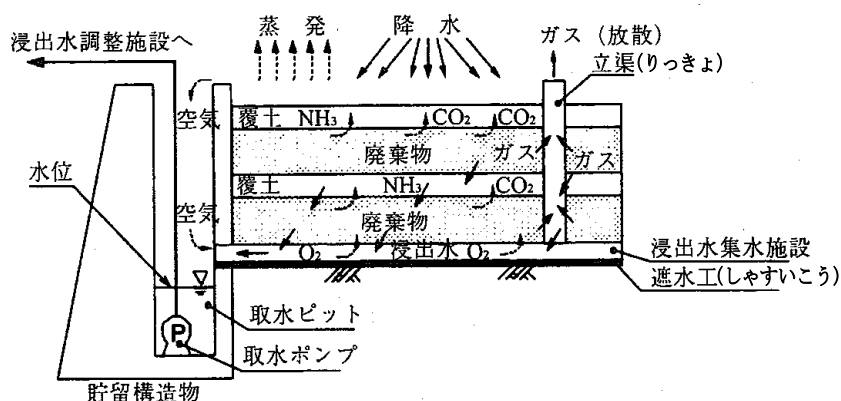


図 2-2-8 準好気性埋立構造のイメージ図

⁵ 浸出水：埋め立てられた廃棄物が保有する水分及び埋立地内に浸透した雨水をいう。

⁶ 準好気性埋立構造：自然通風により集水管に空気を流通し、埋立物の早期安定化を図る構造をいう。その他埋立構造には、嫌気性埋立構造や好気性埋立構造がある。

3) 埋立方式

廃棄物の埋立方式は、埋立機械(ブルドーザなど)によるサンドイッチ方式⁷による中間覆土と、セル方式⁸による即日覆土を併用する。

4) 事業予定

本事業は、明野処分場の次期最終処分場として検討している。

5) 排出諸元等

最終処分場の浸出水処理施設からの排水等の排出諸元については、関係法令により定められた規制値並びに下水道放流の基準値を遵守する。

なお、排水濃度については、今後の環境影響評価手続きの中で定める。

6) 埋立対象廃棄物

埋立対象廃棄物は、表 2-2-8 に示す一般廃棄物及び産業廃棄物を想定しているが具体的な種類については、今後の環境影響評価手続きの中で定める。

表 2-2-8 埋立対象廃棄物 (案)

処理施設	埋立対象廃棄物
最終処分場	産業廃棄物及び一般廃棄物

⁷ サンドイッチ方式：埋立層の厚さを概ね 3m 以下とし、かつ一層毎に、その表面を土砂で概ね 50cm で中間覆土を行う方式のこと。

⁸ セル方式：埋立廃棄物及び法面に即日覆土を施し、細かく区分してセル状(細胞状)に仕上げる方式のこと。

7) 処理フロー

最終処分場に埋め立てられる廃棄物の処理フローを図 2-2-9 及び図 2-2-10 に示す。
搬入された一般廃棄物及び産業廃棄物は、計量・目視検査の後、埋立地で埋立を行う。

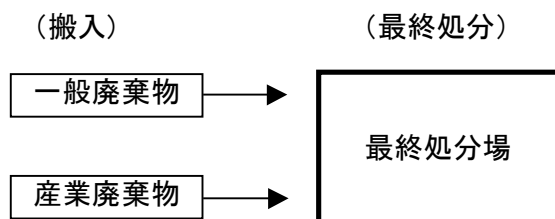


図 2-2-9 処理対象物の種類と処理フロー

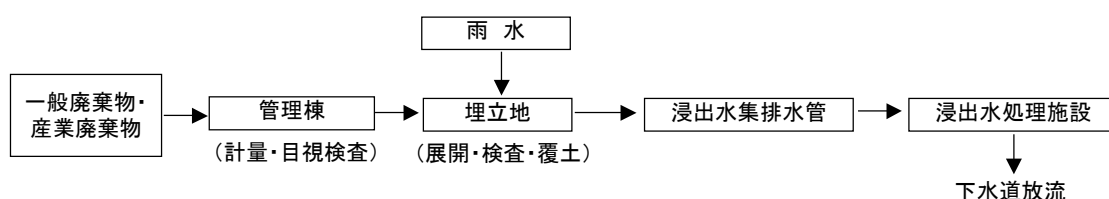


図 2-2-10 最終処分場の処理フロー

8) 主要設備

最終処分場の主要設備を表 2-2-9 に示す。

最終処分場のうち、廃棄物を埋立処分する埋立地は、主に貯留構造物と遮水工から構成される。最終処分場では、埋立地以外に降った雨水や地下水が廃棄物との接触を避けるための集排水施設として、雨水集排水施設、地下水集排水施設を設置する。

また、廃棄物と接触した雨水(浸出水)は、浸出水集排水施設で集水され、浸出水処理施設において水処理を行った上で、下水道へ放流する。

表 2-2-9 主要設備

施 設	設 備
最終処分場	(1) 貯留構造物 (2) 遮水工 (3) 浸出水処理施設 (4) 雨水集排水施設 (5) 地下水集排水施設 (6) 浸出水集排水施設 (7) 埋立ガス処理施設(ガス抜き管) (8) 防災調整池 (9) 観測孔(地下水モニタリング井戸)

9) 受入計画

受入対象とする廃棄物は、山梨県内から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物とし、廃棄物の搬入期間は、原則として月曜日～土曜日(国民の祝日を含む)とするが、今後環境影響評価手続きを進めていく中で決定する。

10) 車両運行計画

工事中の資機材運搬車両と、施設稼働時に本施設に搬入される廃棄物運搬車両の通行経路は、図 2-2-6 に示す一般国道 358 号、県道鶯宿中道線、その他として金川曽根広域農道、県営畑地帯総合整備事業で整備される幹線農道・支線農道である。また、その他整備される可能性のある道路を使用することも想定している。

なお、運行経路の選定については、今後の施設計画の中で、複数案の比較検討(車両の走行による騒音の影響など)を行い、その結果を参考としながら、施設計画の立案と併せて、運行経路を環境影響評価評価準備書までに決定する。

11) 給・排水計画

① 給水計画

施設稼働時の用水(主に生活用水)は、上水を用いる計画である。

② 排水計画

浸出水は、浸出水処理施設において関係法令により定められた規制値及び下水道の放流水質基準に適合する処理を行い、下水道(峡東流域下水道)へ放流する。また、生活排水は下水道に、雨水排水(埋立地以外)は蟹沢川に放流する。

なお、下水道の放流にあたっては、事前に峡東流域下水道計画と調整(放流水質や接続方法など)を図る。

12) 造成計画

造成工事においては、土地の改変をできる限り小さくし、工事により発生する土砂を盛土等に利用することにより極力土砂の場外搬出を行わず、また場外からの搬入も極力少なくするよう計画する。

また、工事中の降雨時における濁水の公共用水域への流出を抑制するため仮設沈砂池、防災調整池を設け、これら仮設沈砂池、防災調整池に貯留した後、河川に放流する。

なお、具体的な造成計画の内容については、今後の施設計画の中で検討する。

13) 工事計画

工事工程は、土木・建設工事として概ね 3 年程度で完成することを想定している。

14) 環境保全計画

① 環境配慮事項

工事の実施時及び施設の存在・供用時における環境配慮事項を表 2-2-10 に示す。

表 2-2-10(1) 工事時の環境配慮事項

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
大気汚染	造成等の施工	建設機械の稼働集中の回避	造成工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって粉じんの発生を抑制する。
		造成法面の緑化	切土、盛土の法面整地後は、植生適正時期を勘案の上、できる限り早期に法面緑化を行い、粉じんの発生を抑制する。
	建設機械の稼働	建設機械の稼働集中の回避	造成工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって建設機械の排ガス量低減する。
	資機材運搬車両の走行	資機材運搬車両の集中の回避	資機材運搬車両の運行台数・時間、運行ルート集中を回避することによって車両排ガスの発生を抑制する。
騒音	建設機械の稼働	建設機械の稼働集中の回避	造成工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって建設機械騒音の発生を抑制する。
		機械の選定	低騒音型建設機械の使用による機械の選定を行い、騒音の発生を抑制する。
	資機材運搬車両の走行	資機材運搬車両の集中の回避	資機材運搬車両の運行台数・時間、運行ルート集中を回避することによって車両騒音の発生を抑制する。
振動	建設機械の稼働	建設機械の稼働集中の回避	造成工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって建設機械振動の発生を抑制する。
		機械の選定	低振動型建設機械の使用による機械の選定を行い、振動の発生を抑制する。
	資機材運搬車両の走行	資機材運搬車両の集中の回避	資機材運搬車両の運行台数・時間、運行ルート集中を回避することによって車両振動の発生を抑制する。
水質汚濁	造成による土砂流出	沈砂池等の設置	仮設沈砂池、防災調整池を設置し、工事中に発生する濁水の流出を抑制する。
陸上植物、陸上動物、水生生物、生態系	造成等の施工	保全すべき動植物種の移殖・移植措置	保全すべき動植物種が確認され、工事の実施により個体の保全の必要があり、移殖・移植措置が技術的に実施可能な場合には、代償措置(移植・移殖)を行う。
廃棄物・発生土	造成等による土砂の発生	発生土の再利用	工事により発生する土砂を盛土等に利用することにより極力場外発生土を少なくする。また、場外からの搬入も極力少なくするよう計画する。

表 2-2-10(2) 存在・供用時の環境配慮事項

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
悪臭	廃棄物の埋立	中間覆土、即日覆土の実施	廃棄物の埋立に伴い、定期的に中間覆土、即日覆土を実施し、悪臭の漏洩を防止する。
騒音	浸出水処理施設の稼働	防音対策の実施	主要な騒音発生機器は屋内へ設置する。
	埋立機械の稼働	機械の選定	低騒音型建設機械の使用により騒音の発生を抑制する。
振動	浸出水処理施設の稼働	防振対策の実施	主要な振動発生機器は基礎への固定、防振ばねの使用などを実施する。
水質汚濁	浸出水処理施設の稼働	浸出水処理水の公共用水域への無放流	浸出水処理水は、下水道に放流し、公共用水域へは放流しない。
	廃棄物の埋立	遮土工の設置	埋立地は遮土工を敷設し、地下水汚染を防止する。
		地下水質の監視	埋立地の上下流に各々観測孔(地下水モニタリング井戸)を設置し、定期的に地下水質を監視する。
水象	最終処分場の存在	造成法面の緑化による表面流出量の抑制	切土、盛土の法面整地後は、植生適正時期を勘案の上、できる限り早期に法面緑化を行い、雨水の表面流出量を抑制する。
土壌汚染	最終処分場の稼働	中間覆土、即日覆土の実施	廃棄物の埋立に伴い、定期的に中間覆土、即日覆土を実施し、廃棄物の飛散を防止する。
陸上植物、陸上動物、水生生物、生態系	最終処分場の存在	保全すべき動植物種の移殖・移植措置	保全すべき動植物種が確認され、施設の稼働により個体の保全の必要があり、移殖・移植措置が技術的に実施可能な場合には、代償措置(移殖・移植)を行う。
景観・風景	最終処分場の存在	建物色調への配慮	建物は周辺との農村景観との調和に配慮した色調とする。
		植栽の実施	植栽の実施により、景観・風景の変化を抑制し、対象事業実施区域周辺における景観・風景との調和を図る。

② 環境監視計画

施設の供用以降は、施設運営が適正に行われているかどうかを監視するため、表 2-2-11 に示す環境監視を実施する。なお、植物・動物等に係る環境監視については、環境影響評価の結果を踏まえて、検討追加するものとする。

表 2-2-11 環境監視計画

区分	調査箇所	調査頻度	調査事項
放流水水質	浸出水処理施設(放流口 1 地点)	1 回/月	水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質
		1 回/年	排水基準項目(表 3-2-100 参照)、ダイオキシン類
地下水水質	観測孔(埋立地の上流 1 地点、下流 1 地点)又は地下水集排水設備	1 回/月	電気伝導率
		1 回/年	地下水等検査項目(表 2-2-12 参照)、ダイオキシン類

注) 下水道法に基づく調査項目、頻度については、今後峡東流域下水道計画と調整の上決定する。

表 2-2-12 地下水等検査項目

地下水等検査項目
アルキル水銀
総水銀
カドミウム
鉛
六価クロム
砒素
全シアン
ポリ塩化ビフェニル(PCB)
トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン
ジクロロメタン
四塩化炭素
1,2-ジクロロエタン
1,1-ジクロロエチレン
シス-1,2-ジクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-トリクロロエタン
1,3-ジクロロプロペン
チウラム
シマジン
チオベンカルブ
ベンゼン
セレン